

株式会社 トレードワークス 定款

令和 7 年 10 月 1 日 変更
令和 7 年 3 月 28 日 変更
令和 6 年 7 月 1 日 変更
令和 6 年 3 月 28 日 変更
令和 5 年 3 月 1 日 変更
令和 4 年 3 月 30 日 変更
令和 3 年 3 月 26 日 変更
平成 31 年 3 月 28 日 変更
平成 30 年 4 月 1 日 変更
平成 29 年 9 月 11 日 変更
平成 29 年 8 月 18 日 変更
平成 29 年 8 月 3 日 変更
平成 29 年 3 月 28 日 変更
平成 28 年 10 月 13 日 変更
平成 28 年 3 月 28 日 変更
平成 25 年 8 月 23 日 変更
平成 17 年 11 月 20 日 変更
平成 11 年 1 月 5 日 公証人認証
平成 11 年 1 月 8 日 会社成立

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 トレードワークス と称し、英文では、
TRADE WORKS Co., Ltd と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの開発販売及び保守
2. 経営管理システムの開発及びコンサルティング業務
3. コンピュータシステム開発の計画作成又はプログラミング設計技術者の派遣
4. コンピュータの利用に関する教育及び指導
5. コンピュータ及びその周辺機器の販売並びに賃貸
6. コンピュータの利用に関するコンサルティング業務
7. 広告宣伝の情報媒体の販売業務
8. 広告、宣伝、動画に関する企画、制作及び広告代理店業務
9. イベントの企画運営業務
10. 金融商品仲介業及び、金融サービス仲介業に関する業務
11. 金融商品投資運用に関する業務
12. 投資助言・代理業に関する業務

13. 通信販売業務その他各種システムに関する企画、開発、保守、販売、賃貸及び運営管理
14. インターネット・カタログ等を利用した通信販売事業
15. 食料品・飲料品等の販売
16. 労働者派遣事業
17. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 東京都港区 に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は日本経済新聞に掲載することにより行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、9,840 万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は会社法第165条2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によってこれを定める。当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。）及び新株予約権原簿の作成、備置きその他株主名簿等に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてこれを取り扱わない。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会の招集及び議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は7名以内とする。

(選任の方法)

第19条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の合意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任の方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。監査役の選任決議については、累積投票によらない。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、監査役会は、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人の選任は、株主総会において行う。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

第38条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除等)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- 2 前項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。